

秋田市土砂災害ハザードマップ (新屋船場町)

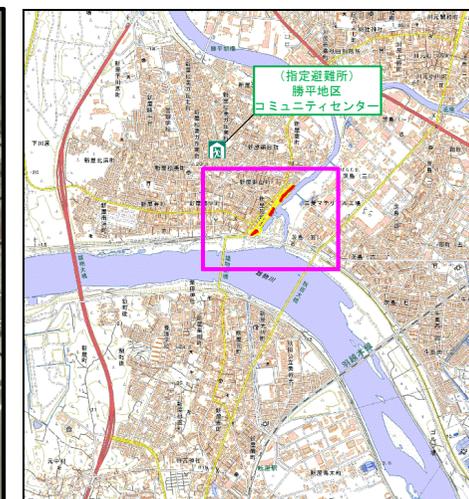
問い合わせ先

秋田市 総務部 防災安全対策課

秋田県秋田地域振興局 建設部 保全・環境課 河川保全班

電話 018-888-5434

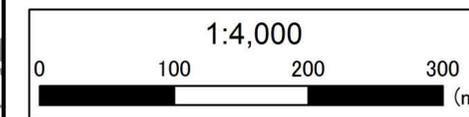
電話 018-860-3482



自然災害に対しては、各人が自らの判断で避難行動をとることが原則です。日頃から、家族や町内会等で、避難場所や、避難時の行動について、確認しておきましょう。

凡例

項目	記号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
土石流危険渓流	
避難施設・避難場所	



- 【土砂災害から命を守るためにとるべき避難行動】**
- ①土砂崩れ等の前兆現象が生じた場合や危険を感じた場合
→ 警戒区域外の知人宅など安全な場所に避難
 - ②避難準備情報が発令された場合
→ 避難の準備又は開始（要配慮者は避難行動開始）
 - ③避難勧告・避難指示が発令された場合
→ 警戒区域外の避難所に避難
 - ④夜間時や豪雨等で長距離の移動が困難な場合
→ 近隣の堅牢な建物に避難
 - ⑤夜間時や豪雨等で外出が危険な場合
→ 自宅内の上層階で山から離れた部屋等に避難

○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「急傾斜地の崩壊等が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある区域」です。
 ○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「急傾斜地の崩壊等が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域」です。
 ・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨の時には警戒避難が必要となる可能性がありますので、注意してください。
 ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、危険箇所などをよく確認しましょう。

土砂災害に備えて

大雨の時など避難の際に必要となりますので、家族全員がわかる場所に保管しておきましょう。

①土砂災害警戒区域や避難場所を確認しておきましょう！

○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「急傾斜地の崩壊等が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある区域」です。

○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「急傾斜地の崩壊等が発生した場合、建物に危害が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域」です。



○土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨の時などに、警戒避難体制が必要となる可能性がありますので、ご注意ください。

○また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や溪流、危険箇所などをよく確認しましょう。

③前兆現象を見つけたら、直ちに市役所に連絡しましょう！

○下図のような現象を見つけたら直ちに連絡してください。

土石流	山鳴りがする	急に川の流れが濁り流木が混ざっている	雨が降り続けているのに川の水位が下がる
地すべり	沢や井戸の水が濁る	地面にひび割れができる	斜面から水がふき出す
がけ崩れ	がけに割れ目が見える	がけから水が湧き出てくる	がけから小石がばらばらと落ちてくる

②雨が強くなってきたら、積極的に雨量情報、予報、警報等の情報を入手しましょう！

○まずはテレビやラジオのニュース等で気象情報を確認しましょう。

○雨が強くなってきたら、テレビのデータ放送やインターネットでも確認しましょう。



秋田県河川砂防ホームページ

<http://sabo.pref.akita.jp/>

秋田県防災ホームページ

<http://www.bousai-akita.jp/>

秋田県水防情報(携帯サイト)

<http://sabo.pref.akita.jp/kasensabo/mobile/>

防災ネットあきた(携帯サイト)

<http://www.bousai-mail.jp/akita/>

QRコード



④危険を感じたときや避難勧告等があった場合は、直ちに避難しましょう！

○避難勧告等が出ていなくても、危険を感じたら、早めに安全な場所に避難しましょう。

○避難勧告等は、防災ネットあきた(登録制メール)やテレビ、広報車等でお知らせします。

○避難する際には、他の土砂災害危険箇所を避けた避難経路を選択しましょう。

○屋外への避難が困難な場合は、建物の2階以上で斜面と反対側の部屋などに避難を！

